

城陽市告示第69号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の会合が行われたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年（2022年）8月22日

城陽市長 奥田 敏晴

1 会合の場を設けた区域の範囲

久津川地域

2 会合の結果を取りまとめた年月日

令和4年（2022年）6月24日

3 当該区域における農業において今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 1 経営体

個人 9 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

農地の集積面積

17.67ha（区域内の農地面積65.93ha、集積率26.8%）

4 当該区域における今後の地域農業のあり方

当該地区の多様な担い手を確保するために、新規就農者の育成・確保することや認定農業者の確保に向けた農業者の育成を進める。女性や定年帰農のシニア世代など、多様な年代の農業者みんなが利用しやすい環境づくりを進める。

後継者のいない農地や高齢化により耕作が困難となっていく農地については、規模拡大を希望する農業者や地域に進出意向を持つ農業者への農地集積による農地利用の効率化を進める。

耕作放棄地の解消に向けて、法人への受委託や利用権設定の推進を行う。

プラン策定後も地域内での話し合いを継続し、規模拡大を希望する農業者や地域に進出意向のある農業者への農地集積が進めやすい農地のあり方について検討する。

5 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

5年以上の貸借については農地中間管理機構の活用を促し、規模拡大を希望する農業者や地域に進出意向のある農業者への農地集積を進め、農地利用の効率化を推進する。